

相模原市・津久井町  
・相模湖町

# 合併協議会だより

発行・編集 / 相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会 〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206 ホームページ http://www.sts-gappei.jp

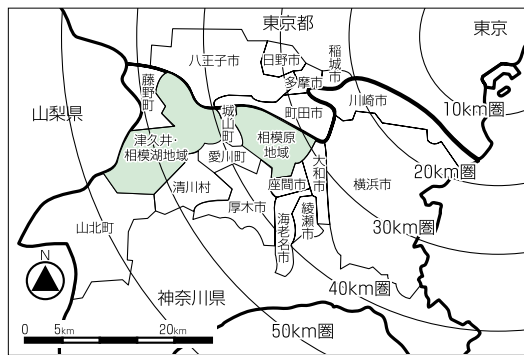
第1回

第2回

## 相模原市・津久井町・相模湖町 合併協議会が開催されました

相模原市、津久井町及び相模湖町で構成する「相模原市・津久井町・相模湖町合併協議会」の第1回協議会が2月17日（木）に、第2回協議会が2月21日（月）にそれぞれ開催されました。

協議会では、規約・規程などに関する報告と、合併の期日や新市の名称、新市まちづくり計画など33の項目に関する協議を行いました。



新市の位置



第1回合併協議会

### 報告事項

- 第1号 協議会規約について
- 第2号 幹事会規程について
- 第3号 専門部会規程について
- 第4号 事務局規程について
- 第5号 財務規程について
- 第6号 会議運営規程について
- 第7号 会議傍聴規程について
- 第8号 事務事業の取扱いについて

第1回協議会でそれぞれの規約・規程について事務局から報告し、承認されました。

#### 第1回協議会での主な意見

相模原市委員（第1号関連）規約第3条第1項第1号に「合併の是非を含めた関係市町の合併に関する協議」とあるが、これはどの合併を指すのか。

事務局 相模原市・津久井町・相模湖町の1市2町の合併に関する協議を指している。

相模湖町委員（第8号関連）公立幼稚園の送迎バスと給食の実施について要望する。

### 協議事項

#### 第1号 事業計画について

- 1 会議の開催  
相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に関する協議等を行うため、合併協議会の会議を開催する。
- 2 新市建設計画の作成  
相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に係る建設の基本方針、建設の根幹となるべき事業計画及び財政計画等を作成する。

- 3 行政制度等の調整方針の協議  
主要な行政制度等について、合併協定項目として調整方針を協議する。
- 4 合併協定書の調印  
新市建設計画の作成及び行政制度等の調整方針の協議に基づいて、合併協定書の調印を行う。
- 5 広報の実施  
合併協議会だよりの発行及びホームページの開設等による情報提供、意見の募集を行う。

第1回協議会において、原案通り決定

#### 第1回協議会での主な意見

相模湖町委員 新市建設計画の作成に伴い、住民からの意見を募集し集約するの。

事務局 合併協議会としては、合併協議会だよりなどを通して意見を募集する。なお、各市町が独自に意見募集の実施をするかどうかは、各市町の判断に委ねられている。

相模原市委員 新市建設計画は、1市3町（相模原市・城山町・津久井町・相模湖町）の「まちづくりの将来ビジョン検討委員会」が作成した将来ビジョンに基づいて作成されるのか、それとも1市2町というまったく別の観点から作成されるのか。

事務局 1市3町の将来ビジョンを参考として、なるべくそれを反映させる形で案を作成させていただいた。したがって、まったく新しく1市2町の計画を作成することは考えていない。

相模原市委員 城山町が合併しない場合には飛び地になる。この可能性がある場合でも合併すべきかどうか、協議会の最後に話し合える

場を設けていただきたい。

津久井地域委員 協議会に必ず諮るべきであり、飛び地合併になった場合のメリット、デメリットを調べる委員会を立ち上げるべきだ。

津久井町委員 この協議会はあくまでも1市2町の合併に関する協議をする場である。また、別途委員会を設けて飛び地合併について検討することは時間的にも難しいのでは。1市3町で進めてきた新市建設計画を基本に1市2町で検討していただきたい。

相模湖町委員 計画の中で城山町が抜けるのは大変なことだが、まず1市2町の協議を先行させ、その後この問題について協議したらどうか。

小川会長 最終的には1市4町で合併することが望ましいが、合併特例法による国からの財政支援を受けるため、先行して1市2町で協議を進め、しかるべき時期に本協議会でこのことについてもう一度検討することとしたい。

#### 第2号 予算について

歳入 (単位: 千円)		
款	項	金額
1 負担金	1 負担金	30,000
歳入合計		30,000
歳出 (単位: 千円)		
款	項	金額
1 事業費		26,246
	1 事業推進費	26,246
2 総務費		3,296
	1 事務局費	3,296
3 予備費		458
	1 予備費	458
歳出合計		30,000

第1回協議会において、原案通り決定

#### 第3号 合併協定項目について

- 1 合併の方式
- 2 合併の期日
- 3 新市の名称
- 4 新市の事務所の位置
- 5 議会議員の定数及び任期の取扱い
- 6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 7 特別職の身分の取扱い
- 8 一般職の職員の身分の取扱い
- 9 財産の取扱い
- 10 条例、規則等の取扱い
- 11 事務組織及び機構の取扱い
- 12 行政連絡機構の取扱い
- 13 慣行の取扱い
- 14 公共的団体等の取扱い
- 15 町名・字名の取扱い
- 16 土地利用の取扱い
- 17 上下水道事業の取扱い
- 18 地方税の取扱い
- 19 国民健康保険事業の取扱い
- 20 介護保険事業の取扱い
- 21 保健衛生事業の取扱い
- 22 使用料、手数料の取扱い
- 23 補助金、交付金等の取扱い
- 24 一部事務組合等の取扱い
- 25 清掃事業の取扱い
- 26 消防業務及び消防団の取扱い
- 27 防災事業の取扱い
- 28 地域自治区等の設置及び都市内分権
- 29 各種事務事業の取扱い
- 30 新市まちづくり計画

第1回協議会において、原案通り決定

#### 第4号 事務事業一元化の基本方針について

<基本原則>

(1) 一体性の確保  
新市に移行する際、住民の生活に支障をきたさないようできるだけ早く一体性を確保できるよう調整する。ただし、従来の